

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨




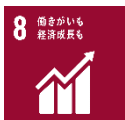

- 今後、人生100年時代に本格的に突入する中、2040年には、全国的に少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児または介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速、次なる新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応等の社会変化などが予測されています。
- 特に、本県は、全国より速いスピードで高齢化や人口減少が進行していることから、県民の誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康であることの重要性はより高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められています。
- このような状況の変化を捉えて対応するため、様々な関係者が各種健康づくり施策を進めるための指針として本計画を策定するものです。
- 「健康ながさき21」は、平成13年度に第1次計画を開始し、平成25年度開始の第2次計画を経て、本計画は第3次の計画となります(2ページ 図1参照)。
- 平成12年、国は、生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善等に関する課題について目標等を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を策定しました。
- これを受け、本県では、少子高齢社会を健康で活力あるものにするため、単に病気の早期発見や治療にとどまるのではなく、健康を増進し、発病を予防する「一次予防」に重点を置いた「健康ながさき21(平成13~24年度)」を策定しました。
- その後、国は、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。)に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、「21世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))(平成25~令和5年度)」を策定しました。
- これを受け本県でも、県民一人一人の生活習慣の改善や県民を取り巻く、地域・企業・行政等が連携し、地域ぐるみ、職域ぐるみで健康づくりの取組を支援する社会環境の整備等を目的に、「健康ながさき21(第2次)(平成25~令和5年度)」を策定し、各種健康づくり施策を展開してきました。
- 本計画の施策を着実に進めることは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の一つである「3.すべての人に健康と福祉を」をはじめ関連する目標の達成に資するものと考えます(2ページ 図2参照)。

図1 我が国における健康づくり運動と長崎県の健康づくり運動



(出典：厚生労働省作成資料を一部改編)

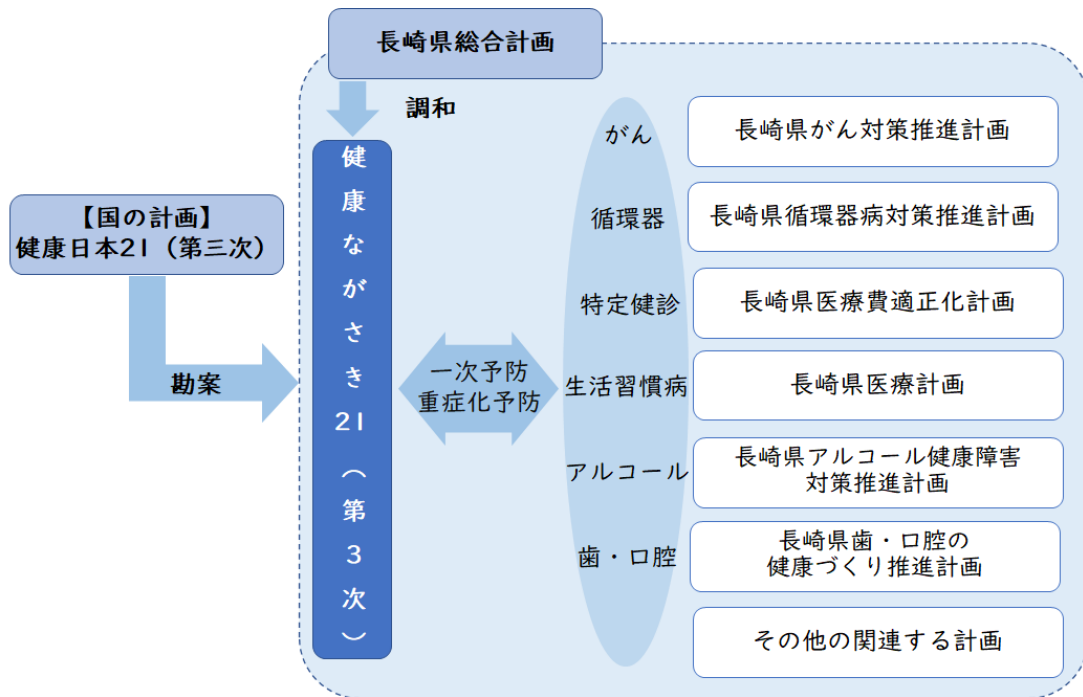
図2 本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsの目標

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、健康増進法第8条に基づき策定する長崎県の健康増進計画です。また、「健康日本21（第三次）」を勘案し、「長崎県総合計画」をはじめとした関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、がん対策推進計画等）との調和に配慮し、策定します（図1参照）。

図1 本計画と他計画の関連イメージ



3. 計画期間

- 「健康日本21（第三次）」との整合性を図るため、計画期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。なお、計画期間中に、国に準じ、中間評価を行います(23ページ 健康ながさき21(第3次)評価スケジュール等参照)。

4. 推進体制

- 本計画の推進にあたっては、行政だけでなく、地域の関係者や保健、医療、福祉の関係機関及び大学等の研究機関、企業、教育機関、NPO、住民組織等の関係者が相互に連携・協力します。

保健所では、地域・職域連携推進協議会等を活用して市町や職域保健（事業所）間の交流の促進や、市町や職域保健（事業所）が行う保健サービスに対し、技術的支援を行います。

- 健康ながさき21推進会議において、各事業の内容を進捗管理し、評価します。